

# 予備電源について

2026年5月13日

資源エネルギー庁

# 本日のご議論

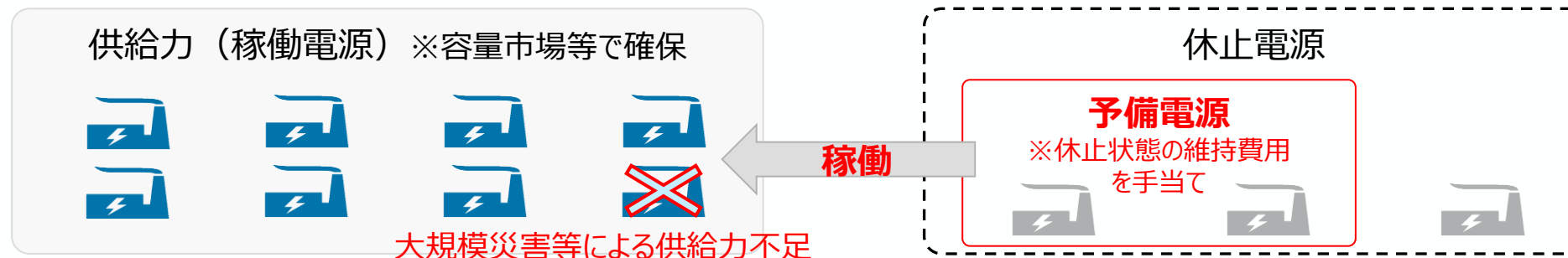
- 第113回制度検討作業部会では、予備電源制度について、第3回以降も募集を継続することとし、第3回募集の募集量について御議論いただいた。
- さらに、第3回以降の募集に係る論点のうち、募集要件に関するものについては、第3回募集への反映を基本として進めるとともに、容量市場やその他制度との関係整理が必要な論点については、第4回以降に向けて継続的に議論を進めることとされた。
- また、供給力確保の在り方については、2027年度に向けて容量市場の見直しと一体的に議論が進められているところであり、予備電源制度の在り方もこの議論と整合的に検討していく必要がある。
- こうした状況を踏まえ、2026年度においては、容量市場の運用を大きく変えないことから、予備電源の第3回募集についても、制度の大枠は変えずに実施することとしてはどうか。その上で、第3回募集に向けた募集要件の具体的な論点について御議論いただきたい。

項目	論点
目安価格	①第3回募集における目安価格
参加要件	②対象となる電源
評価方法	③調達方式
価格規律	④建議事項（(1)経年改修費（資本的支出）、(2)発電側課金）
リクワイアメント	⑤短期立ち上げにおける立ち上げプロセス
スケジュール	⑥第3回募集のスケジュール

# 予備電源制度の概要

- 緊急時にも必要な供給力が確保されるよう、一定期間内に稼働が可能な休止電源を維持する枠組みである「予備電源」制度について、制度概要は以下のとおり。
  - 目的:大規模災害等による電源の脱落や、想定が困難な需要の急増など、追加の供給力確保を行う必要が生じた際に、休止中の予備電源を稼働させることで、供給力不足を防ぐ。
  - 対象電源：容量市場で安定電源に区分される10万kW以上の火力電源であり、容量市場メインオークションにおいて2年連続で、不落札若しくは未応札の電源、又は容量市場における経済的な理由による差替え元電源。
  - 募集：短期（3か月程度）で立ち上げを求められる電源と長期（1年程度）で立ち上げを求められる電源の両方を募集。第2回募集では、短期立ち上げ、長期立ち上げの合計として200万kWを、東エリア・西エリアで100万kWずつ募集。
  - 決定方法：価格評価及び価格以外の評価を踏まえた、事業者提案に基づく総合評価方式で予備電源維持運用者を決定。価格評価については、目安価格（第2回募集では14,399円/kW）を下回る電源から応札単価が低い順に高評価。
  - 対象費用：休止措置及び休止状態の維持に係る費用。なお、予備電源を稼働させる場合は、供給力不足が生じた際の公募等の立ち上げプロセスを経ることとしており、立ち上げ・稼働に必要な費用は立ち上げプロセスで負担。
  - リクワイアメント：制度適用期間（第2回募集では連続した12～36か月）において、休止状態を維持し、供給力不足が生じた際の公募等の立ち上げプロセスに応札することを求める。

## 予備電源の制度イメージ



# ①第3回募集における目安価格

- 初回募集で応札が無かった一方で、目安価格を、容量市場メインオークションの落札価格の平均から、上限価格の平均に引上げ（初回6,429円/kW→第2回14,399円/kW）等の制度見直しを行い、第2回募集では複数の応札があった。したがって、初回募集の目安価格に比べて、第2回募集の目安価格は、事業者の応札判断に合致していたと推測される。
- また、第113回制度検討作業部会でご議論いただいたとおり、平時の供給力を確保する容量市場に影響を与えない観点から、予備電源制度側でのインセンティブ設計の在り方には留意が必要。
- したがって、第3回募集の目安価格は、第2回同様、容量市場メインオークションの上限価格の平均値を参照することとしてはどうか。
- ただし、第2回募集ではメインオークション過去5回分（第1回～第5回）の平均値としていたところ、より直近の価格動向を反映した水準とする観点から、直近過去3回分（第4回～第6回）の容量市場メインオークションの上限価格の平均値である、14,860円/kWとしてはどうか。
- なお、現在、容量市場の指標価格（NetCONE）の見直しの議論が行われているところ。予備電源の目安価格への反映については、容量市場の議論を踏まえ、第4回募集以降に改めて検討することとしてはどうか。

# 【参考】容量市場メインオークション結果概要（第1回～第6回）

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	
実施年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
実需給年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	
約定総容量 (万kW)	16,769	16,534	16,271	16,745	16,621	16,608	
上限価格 (円/kW)	14,138	14,058	14,336	14,654	14,813	15,112	
指標価格 (円/kW)	9,425	9,372	9,557	9,769	9,875	10,075	
エリアプライス (円/kW)	北海道	14,399円/kW	5,242	8,749	13,287	14,972	
	東北	14,137	3,495	5,833	9,044	14,812	
	東京			5,834	9,555		
	中部			7,823	10,280		
	北陸	14,137	3,495	5,832	7,638	8,785	12,388
	関西						
	中国	14,137	3,495	5,832	7,638	8,785	12,388
	四国						
九州	5,242	8,748	11,457	13,177	15,112		
約定総額 (経過措置控除後) (億円)	15,987	5,140	8,504	13,140	18,506	22,094	
総平均単価 (経過措置控除後) (円/kW)	9,534	3,109	5,226	7,847	11,134	13,303	

第3回 (案)  
目安価格  
14,860円/kW  
※小数点第1位四捨五入

(出典) 約定総容量、エリアプライス、約定総額 (経過措置控除後) については、電力広域的運営推進機関が公表している各オークションの約定結果  
総平均単価 (経過措置控除後) については「約定総額 (経過措置控除後) ÷ 約定総容量」にて算出

## ②対象となる電源

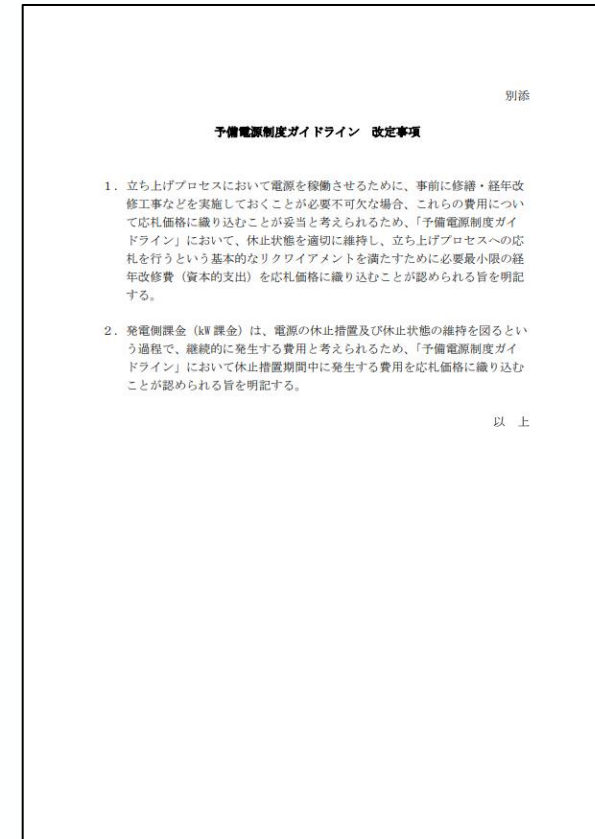
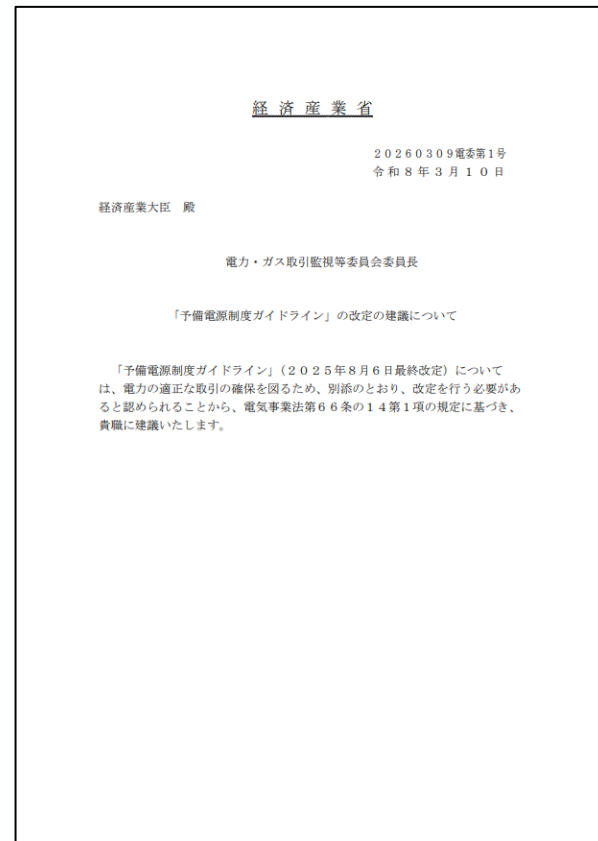
- 初回・第2回募集において、参加可能な電源は、「送電端容量で**10万kW以上の火力電源**」かつ「**容量市場メインオークションにおいて2年連続で不落札若しくは未応札となった電源**又は**容量市場における差し替え元電源**」とした。
- 対象電源については、これまでのアンケート等を通じ、「容量市場メインオークションにおいて**単年度不落札等**となった電源」、「**経済的ペナルティを支払って容量市場から退出した電源**」等を対象電源に追加すべきとの意見があった。**初回・第2回募集の検討過程においては、これらの電源を予備電源制度の対象に加えることにより、予備電源制度が容量市場からの退出を促進するインセンティブとして機能するおそれがあるとして、対象外と整理した**ところである。その他、「**非効率石炭火力**」のフェードアウトを進める中での予備電源制度の位置付けについて、今後必要に応じて検討することとしていた。
- これまで整理してきたとおり、本制度における対象の拡大が、**容量市場からの退出を促進するインセンティブとして機能することは引き続き避ける必要がある**。一方で、**供給力確保の観点からは、上記の電源のうち準供給力として活用し得た電源が、予備電源化の検討を経ずに休廃止判断を行い、市場から退出することは望ましくない**。
- こうした両面の要請を踏まえた制度設計を行うためには、対象拡大が容量市場に与える影響を精査し、**容量市場の要件等の見直しと一体的に議論する必要**がある。
- よって、**第3回募集においては、2026年度の容量市場メインオークション（2030年度実需給）が現行制度の枠組みを大きく変えず実施予定であることも踏まえ、対象となる電源の要件は第2回募集の内容を維持することとしてはどうか**。
- その上で、**第4回募集に向けて、容量市場からの退出を促進するインセンティブとならないための措置を講じつつ既存電源を維持する観点で、上記で挙げた電源を予備電源制度の対象に加えることの可否・条件について、容量市場の要件等の見直しと一体的に検討を進めることとしてはどうか**。なお、検討にあたっては、第3回募集の結果公表を待たず、供給力確保の在り方と合わせて継続的に議論を進めることとしてはどうか。

### ③調達方式

- 初回、第2回募集においては、予備電源の候補となる電源の状態が個別に大きく異なることや、対象となり得る候補電源が限られている状況を踏まえ、個別電源の事情を考慮・評価しやすくするため、調達方式は事業者提案（総合評価）方式とし、事業者提案に基づく総合評価方式を用いて、価格以外の評価（技術評価）及び価格評価によって落札電源を決定することとした。
- なお、価格以外の評価（技術評価）については、休止状態を適切に維持し、立ち上げプロセスへの応札を行うために技術的に最低限の条件を満たしているかを、広域機関及び広域機関が設置する委員会において確認することとした。
- 第3回募集においても、対象電源について初回・第2回募集と大きな変化がないため、これまでと同様に事業者提案（総合評価）方式とし、事業者提案に基づく総合評価方式を用いることとしてはどうか。

## ④ 建議事項 ((1)経年改修費(資本的支出)、(2)発電側課金)

- 本年3月、予備電源制度ガイドラインの改定について、電力・ガス取引監視等委員会から経済産業大臣宛てに建議が行われた。
- 建議の内容は(1)経年改修費(資本的支出)、(2)休止措置期間における発電側課金(kW課金)の2点。



## ④ (1)経年改修費（資本的支出）

- 経年改修費（資本的支出）について、建議の内容は以下の通り。
  - 立ち上げプロセスにおいて電源を稼働させるために、事前に修繕・経年改修工事などを実施しておくことが必要不可欠な場合、これらの費用について応札価格に織り込むことが妥当と考えられるため、「予備電源制度ガイドライン」において、休止状態を適切に維持し、立ち上げプロセスへの応札を行うという基本的なリクワイアメントを満たすために必要最小限の経年改修費（資本的支出）を応札価格に織り込むことが認められる旨を明記する。
- 上記について、予備電源の休止維持及び立ち上げプロセスへの応札の観点で織り込むことが適切な費用と考えられることから、建議のとおりガイドラインの改定を行うこととしてはどうか。
- 一方、当該費用については、予備電源としてのリクワイアメントを満たすための必要最小限の範囲内で織り込まれるべきであり、大幅な機能向上に資する設備投資等を認めるものではない。
- 従って、経年改修費（資本的支出）については、事業者が織り込んだ内容の必要性や妥当性について、広域機関が設置する委員会による技術評価において、技術的観点から確認し、必要に応じて確認の内容を監視等委に申し送り、監視の際の参考資料とすることとしてはどうか。

## ④ (2) 発電側課金

- 休止措置期間における発電側課金（kW課金）について、建議の内容は以下の通り。
  - **発電側課金（kW課金）**は、電源の休止措置及び休止状態の維持を図るという過程で、継続的に発生する費用と考えられるため、「予備電源制度ガイドライン」において休止措置期間中に発生する費用を応札価格に織り込むことが認められる旨を明記する。
- 上記について、第2回募集までは「当該電源の休止状態の維持に係る発電側課金（kW 課金）」として、休止措置期間中に発生する費用は認められなかったところ、当該期間における費用も予備電源の休止維持に係る費用として適切と考えられることから、建議のとおりガイドラインの改定を行うこととしてはどうか。

コスト	第2回募集時のガイドラインの記載	休止措置中	休止維持中
発電側課金(kW課金)	当該電源の <u>休止状態の維持に係る</u> 発電側課金（kW 課金）	<b>第2回までは織り込み不可 →第3回から織り込み可能に</b>	織り込み可能
(参考) 固定資産税	当該電源を保有することによって発生する <u>固定資産税の額</u>	織り込み可能	織り込み可能

# (参考) 監視の結果

第113回 電力・ガス基本政策小委員会  
制度検討作業部会  
(2026年4月3日) 資料6-1

## 監視の結果

- 落札候補となった応札案件（2社2電源）について、当該案件を応札した事業者に対して、**応札価格に織り込まれた各コストの算出方法及び算出根拠の説明を求め、各コストがガイドラインで定められたルールに則って算出されているか確認した。**
- また、容量市場の応札価格に織り込まれたコストと重複するものは、**容量市場の応札価格との比較を行うとともに、合理的に見積もられているかの確認**を行った。
- その結果、**応札価格に織り込むことが認められない金額を確認したこと**から、**該当する事業者及び電力広域的運営推進機関に対し、その旨を通知した。**その後、通知を受けた事業者から、**通知内容を反映して再算定された応札価格の提出**があり、**適切に算定されていることを確認した。**
- なお、①本制度において休止状態を適切に維持し、立ち上げプロセスへの応札を行うといった基本的なリクワイアメントを満たすための**必要最小限の経年改修費（資本的支出）**や、②電源の休止措置及び休止状態の維持を図る過程において継続的に発生する費用と考えられる**発電側課金（kW課金）**のうち、**休止措置期間に生じる費用**についても、**応札価格に織り込むことが認められるコストとしてガイドラインに明記する必要があると考えられることから、ガイドラインの改定について経済産業大臣に建議した。**

【参考】 電力・ガス取引監視等委員会公表資料（令和8年3月10日）

◆ 予備電源（応札年度：2025年度）に係る応札価格の監視結果及び「予備電源制度ガイドライン」の改定の建議について

<https://www.egc.meti.go.jp/info/public/pdf/20260310001b.pdf>

# (参考) 予備電源制度ガイドライン

第113回 電力・ガス基本政策小委員会  
制度検討作業部会  
(2026年4月3日) 資料6-1

## 【参考】予備電源制度ガイドライン①

### ■予備電源制度ガイドライン（抜粋）

#### 3. 応札価格の考え方

##### (1) 応札価格の監視

本制度は、予備電源候補となる高経年火力の数が限られるため、応札容量が大規模な電源は募集量を満たすために落札が不可欠となり、価格つり上げが生じる可能性がある。このため、応札価格について、電力・ガス取引監視等委員会（以下「監視等委」という。）において、応札後に、以下の内容を監視することが期待される。なお、監視対象は、落札候補となる応札案件である。

##### (2) 応札価格に織り込むことが認められるコスト

応札価格に織り込むことが認められるコストは、休止措置及び休止状態の維持に係るコストとして、主に以下の項目が考えられる。なお、応札価格に織り込んだコストの事後的な増額は、燃料関係費用（4. に後述）を除いて認めない。

短期立ち上げの予備電源は、立ち上げ決定後から修繕を開始すると実需給に間に合わない場合、事前に修繕が必要となり、修繕費が本制度への応札価格に織り込まれることとなる。一方、長期立ち上げの予備電源は、基本的に、必要な修繕等を立ち上げが決まってから実施することが可能と考えられるため、本制度への応札価格は短期立ち上げの予備電源より一定程度低くなることが見込まれる。

修繕費	当該電源の休止措置に関連して必要となる修繕・定期点検に係る費用
固定資産税	当該電源を保有することによって発生する固定資産税の額
事業税（収入割）	当該電源の休止状態の維持によって得られる収入に対して発生する事業税の額（本制度の応札価格に織り込んだ総費用（事業税（収入割）を除く）×税率/（1-税率））
人件費	当該電源の休止状態の維持に関連して必要となる人員に対する給与手当等
発電側課金	当該電源の休止状態の維持に係る発電側課金（kW課金）
法人税	当該電源の休止状態の維持によって得られる収益に対して発生する法人税の額
休止維持費	当該電源の休止状態の維持のために必要となる費用（ただし、固定資産税、人件費、発電側課金、法人税を除く）
燃料関係費用	当該電源（石油火力に限る。）のためにあらかじめ保管しておく燃料等の購入に係る費用（応札時の燃料市況価格に基づく燃料単価の見積り×保管予定である燃料の量）
事業報酬	本制度に係る総営業費用相当額×当該電源を保有する自己又はグループ内の発電部門固有の事業報酬率

## ⑤ 短期立ち上げにおける立ち上げプロセス

- 初回・第2回募集において、短期立ち上げの予備電源に応札を求める立ち上げプロセスは、落札から実需給まで3か月程度の期間で立ち上げを求められる公募等とされ、例えばkW公募等とされた。
- この点、本年4月3日の第113回制度検討作業部会において、「一般送配電事業者によるkW公募があくまでも暫定的な措置であることに鑑み、短期の供給力確保策の検討を深めていく」こととされた。
- 従って、今後、短期立ち上げの予備電源に応札を求める立ち上げプロセスについては、上記で検討される新たな短期供給力確保策等への応札を想定することとしてはどうか。

### 新たな短期供給力確保策の検討について

- これまでの審議会における整理に基づき、安定供給に万全を期すため、実需給において安定供給に必要な水準まで供給力を確保する手段として、小売電気事業者等が追加供給力調達に要した費用を負担することを基本としつつ、現行の容量市場メインオークション・追加オークションにおける費用負担の在り方も参考に、新たな短期供給力確保策の具体的な制度設計を進めてはどうか。
- この、新たな短期供給力確保策（以下、単に「新確保策」という）は、追加オークション後の需給両面での変動に対応するためのものとして検討していく必要がある。この新確保策については、従来、メインオークション・追加オークションによって、必要な供給力を確保することとしてきた容量市場の枠組を補完するためのものであり、容量市場の一部を担うものとして、制度検討を行っていくことが適当ではないか。
- 具体的には、電力広域的運営推進機関において、次項で示す従前のkW公募の枠組みや実績等を参考に、その専門的な知見に基づき、早急に制度導入に向け、制度の仕組み及びその実務的な検討（電源調達・運用の在り方、リクワイアメント、ペナルティ、還付の方法など）を進めることとしてどうか。なお、上述のとおり、新確保策は、容量市場の一部を担うものであることから、その費用については、容量拠出金で負担することを前提に検討を進めていくことがこれまでの整理とは整合的ではないか。

第113回 電力・ガス基本政策小委員会  
制度検討作業部会  
(2026年4月3日) 資料7

#### 想定される実施タイミング

	N-4年度前	N-3年度前	N-2年度前	N-1年度前	★N年度 (実需給年度)
①メインオークション	実施				
②追加オークション			実施		
③短期供給力確保策				実施	

## ⑥第3回募集のスケジュール

- 第3回募集では、第113回制度検討作業部会で整理した通り、2026年度に2027・2028年度向けの予備電源を募集することとなる。
- 2025年度に実施した第2回募集においては、2025年夏頃から募集を開始し、審査や監視、公表に必要な手続きを経て、2026年3月に落札結果公表となった。
- こうした実績も踏まえ、2026年度中に公表を行うための必要な期間を考慮し、**第3回募集は募集手続を2026年度夏頃に開始し、2026年度冬頃に落札決定とするスケジュールとしてはどうか。**

### 第3回募集スケジュール（概要）

※多少前後する可能性がある。

2026年度	春	夏	秋	冬
予備電源		募集手続	評価・監視	決定